

宮崎県廃棄物再資源化施設等整備費補助金交付要綱

平成 21 年 5 月 25 日
環境森林部循環社会推進課

(趣旨)

第1条 県は、循環型社会の形成に向けた廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進を図るため、予算で定めるところにより、産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の再資源化又は再生利用に資する施設（以下「廃棄物再資源化施設」という。）又は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等を原料とした生活関連用品を製造する施設（以下「生活関連用品製造施設」という。）を整備する県内の事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を設置し、又は設置しようとする事業者（複数の事業者が共同で実施する場合を含む。）であること。
- (2) 県内で補助対象となる施設を整備し、その施設を用いてリサイクル事業を行う者であること。
- (3) 補助対象となる施設の設置に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）の許可、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要な場合は、宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱（平成7年9月27日定め）に基づく事前協議（施設の設置場所が宮崎市内の場合にあつては、宮崎市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成31年条例第17号）に基づく事前協議）を終了した上で、同法の許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。また、法に基づく一般廃棄物処分業の許可が必要な場合は、業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。
- (4) 県税（個人県民税、地方消費税を除く。）の未納がないこと。
- (5) 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱（平成4年10月26日告示第1083号の2）第13条第1項に基づく指導（施設の設置場所が宮崎市内の場合にあつては、宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱（平成22年2月18日定め）に基づく指導）を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (6) 法に基づく許可の取消を受け5年を経過しない者、事業の停止若しくは改善命令を受け改善が行われていない者でないこと。
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第22条第1項又は同条第

3項に基づく改善命令を受け、改善が行われていない者でないこと。

- (8) 法人においては役員、個人事業者においては事業主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれかに該当しないこと。
- (9) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (11) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の対象となる事業は、廃棄物再資源化施設又は生活関連用品製造施設の新設、改修又は更新のうち、次のすべての要件を満たすとともに、別表1に掲げる施設区分ごとにその要件を満たすものとする。ただし、別表1の(3)の施設区分に該当する場合は更新及び施設の老朽化による改修を除く。

- (1) 再生利用事業に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること。
- (2) 宮崎県環境基本計画の環境指標の改善に資するものであること。
- (3) 焼却施設等廃棄物の中間処理又は最終処分を主たる目的にするものでないこと。
- (4) 施設の整備後、速やかに事業化できるものであること。
- (5) 目的を同じにする他の補助制度の対象でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及びそれについての補助率は、別表2のとおりとする。

（事業計画申請書の提出）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画申請書（別記様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定）

第6条 知事は、前条の事業計画申請書が提出されたときは、当該事業計画申請書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、その額を内定し、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画申請書に係る事項につき修正

を加えて補助金の内定をすることができる。

(事業計画申請書の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による内定の通知を受けた者は、その内容に不服があるときには、知事が定める期日までに事業計画申請書の取下げをすることができる。

2 前項の規定による事業計画申請書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第9条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は宮崎県廃棄物再資源化施設等整備費補助事業計画申請書（別記様式第1号）によるものとする。なお、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別記様式第1号に記載のとおりとする。

(補助条件)

第10条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るべきこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すべきこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げのできる期限)

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更承認申請書等)

第12条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助対象事業変更承認申請書(別記様式第2号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助対象事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助対象事業遅延等報告書(別記様式第4号)

(軽微な変更の範囲)

第13条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、対象経費の区分ごとの増減額が20パーセント以内であり、かつ、補助申請額が増額とならない変更とする。

(実績報告)

第14条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第5号)
- (2) 収支決算書(別記様式第6号)
- (3) 補助対象施設等の工事に係る写真

2 第8条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第8条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付方法)

第15条 この補助金は、精算払により交付する。

2 規則第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(別記様式第8号)によって請求するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月25日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。
- 2 産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業費補助金交付要綱（平成19年6月29日定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県産業廃棄物リサイクル施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金から適用する。

別記様式中「宮崎県廃棄物再資源化施設整備費補助金」を「宮崎県廃棄物再資源化施設等整備費補助金」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県廃棄物再資源化施設等整備費補助金から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象施設の区分	要件
(1) 廃棄物再資源化施設のうち、研究開発技術の実用化に必要な施設	公益財団法人宮崎県産業振興機構の環境イノベーション支援事業等によって研究開発された廃棄物の再資源化等に係る技術の実用化に必要な施設等の整備
(2) 廃棄物再資源化施設のうち、特定産業廃棄物の再生利用施設	廃プラスチック類、廃太陽光パネル、汚泥又はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの再生利用施設等の整備
(3) 上記(1)、(2)、以外の廃棄物再資源化施設	上記(1)、(2)、以外の廃棄物再資源化施設等の整備
(4) 生活関連用品製造施設	県内で発生した廃棄物等（注 1）を原料とした生活関連用品（注 2）の製造に必要な施設等の整備

（注 1）「廃棄物等」とは、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。

（注 2）「生活関連用品」とは、みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱（平成 31 年 3 月 29 日環境森林部循環社会推進課定め）別表第 2 表 15 に定められた生活関連用品を指す。

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助金の上限額
(1) 本工事費	施設の設置に必要な直接経費及び請負工事に要する経費	1／2 以内 (ただし、別表 1 の(3)の施設区分に該当する場合は 1／3 以内)	補助金額は 1 件当たり 15,000 千円を限度とする (ただし、別表 1 の(3)の施設区分に該当する場合は 1 件当たり 10,000 千円を限度とする)
(2) 機械器具等	機械の設置並びに工具器具の購入、据付け及び改造に関する経費		
(3) 附帯工事費	施設整備の附帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及び工事に必要な最小限度の経費で知事が特に必要と認めるもの		
(4) その他の経費	その他工事に必要な最小限度の経費で知事が特に必要と認めるもの		